

Trade Mark

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士



当社の社名が変更されたことに伴いハウスマークのロゴを一新したので、商標登録を検討し ています。ロゴのデザインは、文字の一部に特徴的な図形要素を取り入れたものですが、商 標登録を行うにあたりどのような点に注意する必要がありますか。

> (愛知県 I. T)



1. はじめに

ハウスマークはコーポレート マークともいわれ、その企業の営業標 識として使用されるものです。

そのため、企業の営業活動において 重要な役割を有するものであり、その 採択には注意が必要といえます。

今回、ハウスマークのロゴを一新さ れたとのことですが、そのマークの採 択および商標登録について、どのよう な点に注意すべきか考えてみましょう。

2. 注意すべき点

A. 使用の安全性

上述のとおり、ハウスマークは企業 の営業標識であって、その企業活動に 関係するあらゆる場面において使用さ れるものです。

したがって、そのマークの採択にあ たっては、他人の先行商標の商標権と 抵触するようなことがあってはなら ず、安全性を確保するために十分な商 標調査を事前に行う必要があります。

また、ハウスマークには文字だけで なく図形が含まれるものも多くみられ ますが、その場合には文字と図形の両 方において調査をしておくことが重要 です。

B. 出願態様の検討

商標登録は、原則として実際に使用 する態様のもので行うことが望ましい といえますが、図形的な要素がなく、 書体にも特徴がない場合には、特に書 体の態様に権利要求をしない標準文字 での登録でもよいと思われます。

本件では文字の一部に図形的な要素 を取り入れたとのことですので、少な くとも実際に使用するロゴの態様にて 商標登録すべきです。

一方、ロゴマークの装飾度合いが大 きく、特定の文字と直ちに認識できな いような部分がある場合には、そのロ ゴマークの商標登録とともに標準文字 での登録も検討する必要があります。 ロゴマークから社名を表す文字が認識 されず、ロゴマークの商標を登録して いるだけでは、他社に社名と同一また は類似の文字商標を登録されてしまう リスクがあるためです。

実際、ロゴマークの態様で登録した 商標についてその構成文字の一部が特 定の文字を認識できないことを理由 に、そのマークがモチーフとした文字 からなる商標と非類似であると判断さ れた審決例が以下のとおり存在してい ます。

●不服2021-15600号事件

「引用商標は、……水色で表された 『ADV』の文字と『NCE』の文字を横 書きしてなり、両文字の間には、水色 の4本の斜線から構成される図形を配 してなるものである。

そして、当該図形部分は、左上から 右下に伸びる、長さの異なる4本の斜 線が、一定の間隔をもって整然と配置 されているところ、その構成態様から、 一種の図形として認識把握されること はあるとしても、欧文字『A』との共 通性に乏しく、当該欧文字を認識させ るとはいい難いものである

本願商標



· 引用商標

ADV://NCE

3. おわりに

このように、ハウスマーク商標は重 要なものであるため、その採択および 商標登録を行う際には、細心の注意が 必要です。